

益田市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)7月27日(火) 13:30~14:30
開催場所 市役所 3階 大会議室

2. 出席 農業委員(15名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾 9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩 13番 柳田 継男
14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(1名)
8番 佐原 晃子

4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 三浦 尚人 野村 浩三 寺戸豊太郎
永見 浩二 河野 正憲 領家 耕一 和崎 恒義
椋木 昭雄 潮 好介 豊田 繁雄 中島秀一郎
宮内 英之 椋木 孝光 岡崎 定佳 渡邊 豊孝
三浦 和顕

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)
寺戸 康人 田原 勝美 河野 光好

6. 提出議案
議第 72号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 74号 農地でないことの確認について
議第 75号 農用地利用集積計画の決定について
議第 76号 農地等権利移動制限特例区域設定について
議第 77号 特定農用地利用規定の認定に係る意見について
報第 67号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 68号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第 69号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に
供する届出について
報第 70号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
報第 71号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員
石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事
田中美都総合支所地域振興課長、藤本匹見総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第13回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、11番の谷本大輔委員、12番の豊田志摩委員、よろしくお願ひいたします。また、本日の欠席委員は8番の佐原晃子委員、寺戸康人推進委員、田原勝美推進委員、河野光好推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議事の都合上、「議第77号 特定農用地利用規程の認定に係る意見について」をはじめに議題といたします。それでは農林水産課より説明をお願いします。</p>
農林水産課	<p>(農林水産課より説明)</p>
会長	<p>ただいま農林水産課の方より説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第77号 特定農用地利用規程の認定に係る意見について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第72号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を1aで告示しております。</p> <p>土地の所在は、川登町の田3筆 659㎡です。譲り渡し事由は、高齢で耕作困難のため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており、譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>

会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
豊田浩委員	14番の豊田です。先月の農地等権利移動制限特例区域設定の申請時の6月19日に現地確認を行ない、譲受人に今後の耕作意志について確認をしています。そして7月17日に岡崎推進委員と再度現地確認を行ないました。現地は草刈り、除草管理等しっかりと行われており、問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
会長	地元推進委員何かありますか。
岡崎定佳推進委員	ありません。
会長	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第72号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑1筆 378㎡です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1番の又賀です。現地確認は7月14日に大畑委員と2人で行ないました。場所は中吉田の〇〇です。譲渡人と譲受人は〇〇といった関係であり、家を新築したいということから、農地を譲り渡すということです。隣接農地の同意書、土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。よろしくお願

	ます。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	2番をお願いします。
事務局	<p>整理番号2番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 541㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、倉庫及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水はありません。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は7月14日に又賀委員と2名で行ないました。申請地はかもしま西町の〇〇の近くで、〇〇の隣です。申請は倉庫と駐車場にするため、隣接地に農地はありません。適当であると判断しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	3番をお願いします。
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑1筆 501㎡です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1番の又賀です。現地確認は7月14日に大畑委員と2人で行ないました。場所は久城町から〇〇に抜ける道がありますが、その道沿いにある〇〇の向かい側になります。隣には家が建っており、土地改良区の意見書も出ております。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	4番をお願いします。
事務局	整理番号4番 本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、遠田町の畑2筆 241.04㎡です。 都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、進入路及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
吉村太委員	4番の吉村です。現地確認は7月13日に澤江推進委員と行ないました。場所は〇〇から〇〇へ100m程行った所になります。所有者は〇〇に住んでいるため管理が出来ない状況です。隣接農地所有者の同意書、土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
澤江推進委員	ありません。
会長	5番をお願いします。
事務局	整理番号5番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。

	<p>土地の所在は、神田町の畑 1 筆 1,467 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
篠原栄次委員	<p>10 番の篠原です。現地確認は 7 月 15 日に椋木推進委員と行ないました。場所は〇〇の〇〇を渡り、〇〇側の圃場になります。申請地は〇〇年前までは地元の方に耕作をしてもらっていましたが、現在は譲渡人が保全管理等をされている状態です。高齢になり管理が難しいため農地を手放したいといったところに、この度の申請となったということです。周囲は農地に囲まれており一部耕作をされていますが、被害が及ぶことはないと思われます。万が一あれば誠意を持って対処するとのこと。隣接農地の同意書も添付されており問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
椋木昭雄推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>6 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 6 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、神田町の畑 1 筆 376 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

篠原栄次委員	10番の篠原です。現地確認は7月15日に椋木推進委員と行ないました。場所ですが、先ほどの5番の申請地の向かい側です。譲渡人ですが、先ほどと同じく〇〇年前まで地元の方に耕作をしてもらっていましたが、現在は譲渡人が保全管理等されている状況です。管理が難しいため手放したいということから、この度の申請になったということです。隣接地は耕作をされていないことから被害が及ぶことはないと思われます。万が一あれば誠意を持って対処するとのこと。隣接農地の同意書も添付されており問題はないと思います。よろしくお願ひします。
会長	地元推進委員何かありますか。
椋木昭雄推進委員	ありません。
会長	本日は6件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
椋木孝光推進委員	どちらも太陽光発電をするということですが、5番と6番で土地の単価は一緒なのに譲受人が違いますが何か理由はあるのでしょうか。
篠原栄次委員	それぞれ会社の所在は違うということと、太陽光発電については様々な会社が参入しているということもあり、そこまでは追及をしていません。
椋木孝光推進委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
事務局	一つ確認なんですけど、4番の土地が登記簿は山林で現況は畑となっていますが、どのような土地でしょうか。 位置図を見てもらうと奥の部分が登記簿上山林となっています。2筆で一体的に畑として利用しておられたことから、今回全て駐車場にするということで登記簿上山林ですが、畑利用されていたため申請が出ています。
会長	分かりました。 他にありませんか。 それでは無いようですので採決いたします。「議第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。 (はい、の声)

事務局	<p>それでは許可といたします。次に「議第 74 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、東町の 2 筆 109.91 m²です。平成 26 年頃より耕作しておらず、原野化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 7 月 20 日に又賀委員、農地委員会、事務局と行ないました。申請地は〇〇の近くです。申請地は進入路が無く、傾斜地であり、灌木が生い茂っており原野化していました。ご検討をお願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
増野六彦推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>関連がありますので 2 番から 7 番まで一括で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番から 7 番については、関連しますので一括します。</p> <p>申請地は、高津町の合計 13 筆 15,971 m²です。平成 15 年以降耕作しておらず、原野化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3 番高津地区の須藤です。現地確認は 7 月 10 日に澁谷推進委員と行ないました。また 7 月 20 日に農地委員会と事務局とで行ないました。現地は〇〇から〇〇へ向かう〇〇を下った左側にあります。6 人の地権者がおられまして、そのうち一人の方から現地確認の際に電話で聞き取りをしています。昭和 58 年の災害の後に誰も耕作しなくなったそうです。原野化しており妥当ではないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澁谷記幸推進委員	<p>ありません。</p>

会長	8番をお願いします。
事務局	<p>整理番号8番</p> <p>申請地は、柏原町の4筆 1,783㎡です。平成20年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
谷本大輔委員	<p>11番の谷本です。7月21日に豊田推進委員と現地確認を行ないました。場所は〇〇の近くの〇〇と〇〇の間の山の中になります。位置図を見てもらえばわかる通り、どこに農地があるのかわからないほど山の中にあり、申請者の方に現地まで来ていただいて、大体の位置は道路から把握しましたが、藪がありとても現地までいけるような状態ではありませんでした。非農地で問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	地元推進委員何かありますか。
豊田繁雄推進委員	ありません。
会長	それでは2番から7番の高津町の件につきまして、農地委員長より農地委員会と協議されたことについて報告をお願いします。
農地委員長	<p>この案件につきまして、7月20日に農地委員会を開催いたしました。</p> <p>出席された委員と地区担当委員とともに現地を確認し協議した結果ですが、現況は申請地一体に松等の雑木が背丈以上に茂っており、農地に回復するにはかなりの労力が必要となる状況と確認しました。農地パトロールで行なう判定基準としてもB判定相当だろうと判断しています。このことから、農地委員会では非農地とすることは妥当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は8件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第74号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>

	<p>それでは許可といたします。次に「議第 75 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 4 件、再設定が 2 件の合計 6 件ございます。それでは、利用権設定の新規を説明いたします。</p>
	<p>整理番号 2 番 申請地は、横田町の 2 筆 合計 4,103 m²です。10 年 5 ヶ月間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
領家耕一推進委員	<p>豊田地区の領家です。この案件は契約の更新に伴って農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思います。</p>
会長	<p>3 番 4 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 3 番 4 番は借受人が同じですので一括します。 申請地は、向横田町の田 2 筆 合計 1,500 m²です。3 年 5 ヶ月間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
椋木昭雄推進委員	<p>高城地区の椋木です。7 月 15 日に篠原委員と現地確認を行ないました。3 番 4 番の貸付人ですが、今まで相対契約でしたが農地中間管理事業を活用することです。問題はありません。</p>
会長	<p>6 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 6 番 申請地は、美都町都茂の田 3 筆 合計 1,992 m²です。5 年 8 ヶ月の使用賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
永見浩二推進委員	<p>美都地区の永見です。この案件につきましては貸付人が〇〇に在住していて、耕作が出来ないということで農地中間管理事業を活用することです。問題はないと思います。</p>
会長	<p>本日は再設定を含め 6 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>

事務局	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 75 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 76 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、久々茂町の畑 1 筆 115 m²です。申請地が所在する豊川地区の下限面積は 20a です。区域の指定を受けようとする理由は、所有者は地区外に居住しており相続した土地を管理できないため、隣接する空き家に居住予定の買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることを見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
御神本康一委員	<p>6 番の御神本です。7 月 13 日に野村推進委員と現地確認を行ないました。この申請地は隣接地に家があります。買受人は今住んでいる自宅が老朽化し、同じ地区内で家を探していたところこの家を購入し、付随する農地を一緒に買い受けたとのこと。自家消費用の農地として使用するそうです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
谷本大輔委員	<p>隣接する家というのは、位置図上の〇〇と書いてある家でしょうか。</p>
御神本康一委員	<p>その家になります。所有者の〇〇になります。</p>
谷本大輔委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 76 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p>

事務局	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p> <p>報第 67 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、6 件です。すべて相続者が管理されます。</p> <p>報第 68 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 届出件数は、2 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、神田町の 1 筆 1,348 m²です。 施工者は益田市で、工期は令和 3 年 7 月 12 日頃から令和 3 年 9 月 17 日です。 埋め立て後は畑として利用されます。</p> <p>整理番号 2 番 土地の所在は、匹見町石谷の 2 筆 1,527 m²です。 施工者は島根県で、工期は令和 3 年 7 月 9 日頃から令和 3 年 10 月 29 日です。 埋め立て後は畑として利用されます。</p> <p>報第 69 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について 届出件数は、1 件です。 所在地は飯田町で農業用倉庫として利用するための届出です。</p> <p>報第 70 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について 届出件数は、1 件です。 整理番号 1 番 土地の所在は、遠田町の 1 筆 105 m²のうち 2.25 m²です。 設置のため、69.87 m²の一時転用を伴います。</p> <p>報第 71 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について 所在地は、大谷町の 5 筆 890 m²、美都町久原の 18 筆 7,296 m²です。 今回の非農地判断を行った農地は、申し出により現地を確認したものです。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 13 回総会を終わりたいと思います。どうもありが</p>

とうございました。